**第４１回大阪府住宅まちづくり審議会　議事録　概要**

日　時：平成30年１月23日（火）15時00分～17時10分

場　所：大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）10階　会議室1009

議　事：(1)会長の選出等

(2)「住まうビジョン・大阪」の進捗状況

(3)その他

**【開会】**

・委員出席状況　委員20名のうち15名出席

（欠席委員：碓田委員、大竹委員、牧委員、三浦委員、森田委員）

**【議事】**

**(1)会長の選出等**

|  |  |
| --- | --- |
| **発言者** | **意見概要** |
| 事務局 | ・会長の選出は審議会規則により、委員の互選によるとなっている。 |
| 委員 | ・住宅政策を御専門にされて、前期も会長をお務めになられていた髙田委員にお願いをできればと思う。 |
| 委員（複数） | ・異議なし。 |
| 事務局 | ・異議がないということなので、会長は髙田委員に決定。 |
| 会長 | ・会長代理を大竹委員にお願いしたいと思う。 |
| 委員（複数） | ・異議なし。 |

**(2)「住まうビジョン・大阪」の進捗状況**

|  |  |
| --- | --- |
| **発言者** | **意見概要** |
| 委員 | ・密集市街地における取組みについて、地域の方のご理解や現状の共有というものが無いと進みにくいのではないかと思うが、今後の取組みの方向性としてどういうアプローチをされていくのか追加で説明をお願いしたい。 |
| 幹事 | ・それぞれの密集市街地において火災に対して危険性を色分けしたハザードマップを作成しているところ。地域住民にお示しするだけでなく、ワークショップ等の場を通じて提示することで、密集市街地の状況を理解してもらうとともに、防災意識を高めてもらい、密集事業に対する意識を高めてもらう取組みを考えている。 |
| 委員 | ・ハザードマップの作成予定は。 |
| 幹事 | ・現在作業中。今年度内に作成できればと考えているが、公表のタイミングについて、地元市と調整をして決めたい。 |
| 委員 | ・「住まうビジョン・大阪」について、住生活基本法というものが基にあると思うが、これは住まいをただ建てるということではなく、その人の生活や住まいの環境というところ、あるいはその人が営んでいる生活というところを広く捉えて、それに基づいてビジョンを立て、進めていると理解している。・その人というときに、人々の多様性が重要だと思うが、例えば、高齢者や障がい者や若者や子育て世帯が出てきたが、さらに世帯の規模についてどういう視点で入れているのか疑問に思った。・世帯の規模が減少しており、単身化がある意味深刻と言っていいほど進み、単身世帯が増える中、どういう住まい手のために住まいを提供するか、あるいはその環境を提供するか、世帯構成が変わっていくという視点が入れられているのか、聞かせて欲しい。 |
| 幹事 | ・ビジョンでは、世帯というのはもちろんだが、「人」というところに着目し、基本的に人を中心に整理している。世帯という形での整理は、それぞれの個別施策の中で行っている。 |
| 委員 | ・世帯については、単なる規模ということだけではなく、単身者が増えるということは、単身者が持つ固有のニーズが出てくるし、家族がいる方といない方でのニーズや必要とされる環境が異なってくると思う。その辺りも検討いただければと思う。 |
| 幹事 | ・検討する。 |
| 委員 | ・富田林に全国で７番目に大きいと言われている約５０年前に作られた５千世帯のＵＲがある。１基のエレベーターも無く、バリアフリー化率ゼロである。高齢化し、例えば車椅子の生活になっていたら、そこで生活できない状況も含め地域の課題があり、それらの部分を含め、大阪府の住宅政策、まちづくりではどのように関わるのか。・その前提として、それぞれの住宅の世帯の数字を教えて欲しい。公営住宅もＵＲも均等にそれぞれの市町村にあるのではなく、非常に偏っている。公営住宅の場合、低所得ゾーンを構成しており、そこで生活をする人たちが安心して生活でき、豊かに育つというような、住宅政策と育ちの関係が上手くかんでいないと感じている。数字の関係とＵＲも含めて対象としているのかについて教えて欲しい。 |
| 会長 | ・まず、先程の議論、単身、単独世帯の問題について整理しておきますが、大阪で最も一般的な世帯というのは統計的にはひとり暮らし、単独世帯だということになっている。そういう居住形態を一体どういう風に捉えればいいのか、大きな課題なので、何らかの形で発展的な議論を今後もさせてもらえればと思う。・先ほど事務局からは、世帯を単位とした政策だけではなく人を中心に整理していると説明があった。私は、個人をベースとした政策の必要性を随分前から言っているが、実際にはまだまだそうなっていない。現在の大阪府の政策も、個人単位かというと、世帯を単位にした施策がベースになっていて、府営住宅の入居基準を見てもそうなっている。今後また議論させてもらえればと思う。・今いただいたご意見は、府営住宅はたくさん書いてあるが、府営住宅以外の公的住宅の問題にあまり触れられていない、特にＵＲ住宅についてのご質問だと思うが、その前提となっているボリュームの問題についてご質問があったので、まずは事務局から説明をもらえればと思う。 |
| 幹事 | ・公営住宅は、府営住宅と市営住宅を合わせて約２４万戸ある。ＵＲ賃貸住宅が１１万千戸～２千戸。公社住宅が約２万千戸。・バリアフリーは、それぞれの公的住宅主体でバリアフリーの目標値を定めている。・「住まうビジョン・大阪」２６ページで公的住宅ストックの有効活用として載せている。大阪府の住宅政策は民間賃貸住宅を中心とした政策へ転換を図ろうと進めているが、それを補完する形で、公営住宅が低額所得者の居住の安定を図るためにある。UR、公社住宅は入居を拒まない住宅として、市場を補完する意味と、先導的にニコイチや、リノベーションにより、民間市場を先導する役割とし、公的賃貸住宅をビジョンの中に記載している。 |
| 会長 | ・このビジョンの前提としては、これまでの大阪府の住宅政策が歴史的には府営住宅を中心とした住宅政策として、非常にレベルの高い、いろんな積み上げがあった事実はあるが、現在は住宅市場全体を視野に入れた住宅政策を考えていかなければいけないということがある。・公的賃貸住宅は住宅の一つのタイプであるという認識の下で市場全体を対象にした議論をするということになると思うが、府営住宅の管理問題も非常に大きな課題なので、そのことがまた別途書かれている。そうすると、府営住宅以外の公的賃貸住宅は大阪府は管理者ではないので、むしろ民間賃貸住宅に対する施策と同じように、公的賃貸住宅に対する施策という議論で書きぶりが当然違ってくるということになる。・今のご質問は、府営住宅についての記述はあるけれども、ＵＲの賃貸住宅の記述がないのではないかということでは。 |
| 幹事 | ・「住まうビジョン」の５７ページに各主体の役割という形で、地方公共団体の役割、市町村の役割、公的団体の役割、その中で公社、ＵＲ、金融支援機構、それぞれの役割を記載している。 |
| 委員 | ・公営住宅が２４万、ＵＲが１１万と教えていただいたが、大阪府の全世帯、それから持ち家、借家の数字を教えて欲しい。 |
| 幹事 | ・「大阪府賃貸住宅供給促進計画」の２０ページに、全体の住宅数、それぞれどこにどういう方が住んでいるかを掲載している。・空家の話も出ているので、ここを見れば住宅のストックの状況がわかると思う。 |
| 委員 | ・ＵＲの戸数は大阪府下で約１１万戸で、マッチ箱が並んだような５階建ての団地は、この戸数のだいたい６割くらい。ご指摘のエレベーター問題は、１１万戸全てではなく、半分くらいが５階までエレベーターがない住戸があるという状況。・順次エレベーターの用意をし始めているが、いただいている家賃の中でやりくりできる範囲ということになるので、優先順位をつけて設置している。・４階、５階はできるだけ若い方にお住まいいただければということで、そういった住戸は若い方向けに家賃をお安くする仕組みも入れながら、一つの団地の中に多様な世代に住んでいただけることを意識しながら進めている。・国土交通省が定める方針もあるので、国の計画あるいは大阪府の計画に基づいて、バリアフリーを進めている。 |
| 委員 | ・行政として自ら手がけられる、あるいはタイアップして進められる部分に重点を置いているという印象を持った。住宅に関しては、住宅政策全体としては民間の力が大きく作用しているのではないかと思う。民間とタイアップする、あるいは民間を上手く誘導して政策に沿った住宅供給をする、あるいはまちづくりをしていくという部分について、何か代表的な事例を挙げてほしい。 |
| 幹事 | ・市町村の住宅政策、空家対策を補完するという話と民間の市場を誘導する、あとは環境整備として民間の団体、宅建協会や不動産協会を含めて民間との連携をしていければと思っている。空家は大阪府域に約７０万戸あり、全部行政でやるには限界がある。取引や売買や新しい供給、除却を含めて民間の市場の中で動いているので、そこが適正に動いて空家が市場の中で解決される仕組みを進めている。・空家の相談や相続の問題などは民間団体と連携しながら取り組んでいる。 |
| 委員 | ・空家と一口に言うが、いわゆる仲介、新築住宅と賃貸住宅として建てられたもの、持ち家として建てられながら空家になっているということは扱いが恐らく違うと思う。その辺りはどうなるか。 |
| 幹事 | ・約６８万戸の空家のうち約４０万戸が賃貸住宅の空家である。賃貸住宅の空家については、家主の意向が働くところが強いが、これを上手く使って、高齢者、障がい者、単身者、多様なニーズに応えた住まいとして、あんぜん・あんしん賃貸住宅や国の新しいセーフティネット法の枠組みを使って、民間の市場で居住の安定を確保していきたい。・戸建てや持ち家の空家については、難しい問題があるが、資産として上手く使えるものはできるだけ使って、地域のまちづくりや地域の役に立つ機能をリノベーションして、市場にインパクトを与える取組みができればと思っている。 |
| 会長 | ・空家の定義を含めて、もう少しきちんとした議論をしなければいけないと思う。近年では、投資目的の住宅で、空家としては扱われないが、居住者のいない住宅の問題もある。そんなことを含めて、幅広い議論が必要かと思ったが、今年行われる住宅・土地統計調査がほとんど前回と変わらないが、空家の部分だけは少し質問項目が強化されて、少しは深い議論ができるかという気がする。空家の問題は重要な課題なので、引き続き取り上げてもらえればと思う。 |
| 委員 | ・住まいの問題への対策をどうするかという議論だけでなく、ハイブリッド型で居住の魅力を上げるということに健康が大きく関連してくるのではないかと思う。社会と健康の関係を考えるとき、社会の中には、居住の環境もまちづくりも含まれている。私の専門の知見からいくつか紹介すると、道路や公園、まちのあり方がどうなのかという物質的な環境と健康との関連は、エビデンスとして既にいくつかある。・例えば、歩きやすいまちかどうかと歩いているかどうか、あるいは、スポーツをしやすいまちだと、そこにいる人たちは活動しやすい、どういうまちが生活しやすいかということとそのまちの人が動きやすい、歩く歩数が多いとか、そういったことにエビデンスが出ている。活動だけでなく、疾病の罹患や病気の予防や高齢者の身体機能の状況や精神健康との関連もエビデンスとして出ている。欧米ではみどりの多いまちの方が心筋梗塞で亡くなる率が低いという具体的なエビデンスもあり、安全安心や、交通障害との関連も強くある。公衆衛生の分野とまちづくりの分野が合致することに大きな意味があると思っている。医療へのアクセスや子育てのリソースを共有する所にどれぐらいの距離でアクセスがあるかとお母さんの精神健康であるとか、そういった問題もすでにエビデンスとして出てきている。・一方、社会的な環境という見方で言うと、ソーシャルキャピタルと健康との関連について、日本では大きくエビデンスが出ていて、地域の力は健康度だけではなく、災害時のレジリエンスを高める。地域が活性化しているところは、災害が起こった後に健康を悪くしないとか復興のスピードが速いということも、東北震災の後、多くの日本の研究でエビデンスが出ている。・まちづくりというのは、単にまちを作っているだけでなく、副産物的に健康を作っているところもある。まちだけになりがちだが、実は健康とオーバーラップしている部分がかなりある。行政だと、健康となると、医療や病院、病気だけに特化しがちだが、今は予防の部分も非常に重要なので、どれだけ人が活発に動けるまちを作れるか、どれだけ歩き続けられるまちを作れるかということは、まちづくりにとって大変重要な課題ではないかと思っている。・そういう意味において、まちづくりと健康はかなりオーバーラップしていて、欧米ではそういう政策がとられているが、実際に計画や評価の段階で健康の側面を入れるものはあるのか。 |
| 幹事 | ・２０２５年万博が健康をテーマにしているので、府全体の施策も健康を重視しており、住宅まちづくり部においても健康の観点での施策を検討しないといけないと考えている。・ビジョンの中で、「誰もが活き活きとくらすことができる環境の整備」や「多様で魅力的な住まいを選択できる環境の整備」という形で、活力・魅力の中で健康の施策を取り込める要素を入れていると考えている。・万博を見据えて、今後施策の中に取り込んでいけたらと考えている。 |
| 会長 | ・今のご指摘は、そもそもまちづくりは健康を目標として考えなければいけないというフィロソフィーに関するご指摘とともに、政策の評価指標の中に健康という視点が取りこめないかというご提案だと思うので、両面で考えてもらえればと思う。・ＷＨＯが設立されたときに既に健康という概念が、病気にならないということだけではなく、well-being、よき生を意味するということが言われている。まちづくりの目標は健康だと言うご指摘も、ほぼ同じことだと思う。そんなことも含めて、もう少し継続的な議論をさせてもらえればと思う。 |
| 委員 | ・ゼロをプラスにする施策を重層的に組む、ある施策をすることで多分野の課題を解決できるよう考える方向性だと思うが、評価の仕方を新たに生み出していかないといけないのではないかと感じている。めざそう値では、行う施策に対してその数量であるとか、マクロな府民の意識の把握ということが中心になっていて、新しい施策の作り方と評価の仕方が上手く合致していないのかなという感じがしている。府全体でプラスになったかマイナスになったかという数値も必要だが、今回のような施策の打ち方であれば、むしろミクロなところでいろいろな問題をどう解決してきたのかということをエビデンスとして把握した方が、より次の施策に繋がると思う。全ては難しいかもしれないが、どれかモデルケースとして新しい評価の指標設定と把握の仕方をして、それを次の施策に繋いでいくという政策の循環のモデルを作っていくとよい。とりわけ空家の活用はさまざまな問題が複合しているので、どこに一番のハードルがあって、どういうハードルに対してどういう施策を打つとどういう効果が出やすいのかということがトライしてみる中でわかってくるような気がする。そのような把握の仕方と次への活かし方という観点で評価方法を考えてもらえればと思う。・それから、具体的な個別のケースについて府の施策として議論していく形になってくると、審議会委員もできるかぎり現地に行って、現場を見て考えるということも審議会としてやらないといけないかなと思う。そうすることで、この場の意見も非常にリアリティを持って感じ取ることができるようになるし、具体的なサジェスチョンもいただけるのではないかと思うので、考えて欲しい。 |
| 幹事 | ・具体的な個々の施策については、参考資料１でそれぞれの施策でどれだけ達成できたかという進捗状況を記載している。これをどう評価するかは、非常に難しい問題。行政では、何パーセント達成できたか、全国レベルでどれくらいの位置にいるかという形で評価をしているが、いろいろな形の評価があり、次へ繋がるような評価をご教示いただきたい。 |
| 会長 | ・今のご指摘は、政策評価についてもこの審議会で議論の対象にすべきだということで、鳥の目で見る評価だけではなく、虫の目で見るような評価もこの中に取り組んではどうかというご提案だと思う。・それからこの審議会も、時々は大阪府下のいろんなところに回って開催してはどうかというご指摘だが、この大阪府の住宅まちづくり審議会の前身だった住宅対策審議会の部会ではあちこち回って市町村のご意見を聞いて住宅対策を考えるということが行われていた。その経験をもとにして、例えば兵庫県や京都府の審議会でも地方開催が行われたということもある。難しい問題もあるが、ご意見ということで一度検討してもらえればと思う。 |
| 委員 | ・昨年３月から実施している大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録戸数と、どの程度入居者が入ったのか教えて欲しい。 |
| 幹事 | ・あんしん賃貸住宅を耐震化などを強化して平成２９年３月からあんぜん・あんしん賃貸住宅に衣替えしている。あんしん賃貸住宅は約８千戸強あり、その中で耐震化しているものが約６千戸ある。新たな住宅セーフティネット法の対象の耐震性があり、かつ、１８㎡以上の賃貸住宅は約４千２百戸ある。この約４千２百戸について法の登録に向けて家主や管理業者の方と調整している。・あんしん賃貸住宅にどの程度の高齢者や障がい者が入っているかについては、今、居住支援協議会でアンケート調査を行っており、その結果を見て新しい制度に反映していければと思っている。 |
| 委員 | ・他の県でも同じような委員を務めており、セーフティネット法が施行されて県の方針を決める議論に参加したが、セーフティネット法の登録はオーナーにはメリットがあまりあるものではなく、本当に円滑に登録されるのかという議論をした。府は、かなりの戸数が登録されているが、制度を始めて、順調に登録は進んだのか。 |
| 幹事 | ・苦労しているが、宅建事業者の方の家主とのコネクションを上手く利用しながら、理解いただいている人に登録して頂いている。高齢者や障がい者を積極的に入居というのは、ビジネスとしてなかなか難しいという話もあり、理解のある家主に個別であたって、登録を増やしていければと思う。 |
| 幹事 | ・今回法律ができたが、大阪府はこの審議会において民間市場を通じて住宅施策全体を市場全体でやっていくという方針を１０年ほど前から議論し、１０年前から任意制度として登録を始めている。それがやっと法制化されたところ。・我々の住宅市場全体でやっていくという考え方が国の方で認められ、法制化され、全都道府県で登録制度が実施されたのが昨年であり、１０年間で８千戸程度しかできなかったことを、法律が出来たので、この機会に一気にやりたいのが現状。 |
| 会長 | ・これは非常に深い問題が背景にあり、賃貸住宅市場そのものがどういう状況でどういう方向に向かっているのかということも把握した上で議論しないといけない。政策的には居住支援協議会をもっともっと活性化してもらって、ここでいろんな問題をもう少し深めてもらえればと思う。 |
| 委員 | ・セーフティネット法は最初の１０年間は、直接的な金銭的助成がなかったため、ほとんど実績として挙がっていなかった。居住支援協議会も１０年間の最後になってバタバタと全国に作られたという話もある。その反省に立って、この新法が出来て予算がついた。予算措置が充分でないためにどれだけ成果が得られるかという話はあるが、こういう制度が出来たことは非常に評価できると思う。これで成果が上げられれば、本当に住宅に困っている人に手が届くということになると思う。大いに期待している。・空家を利用するということで、公営住宅と違って画一的なものにならないし、地域のコミュニティーを大切にしてまちづくりを再生できる。世帯、人、バリアフリー、健康というところも、高齢者や障がい者を施設に入れてとか医療は病院に任せるというんじゃなくて、人間の暮らしの基本は住まいなので、住まいそのものと住まいのまわりの環境は非常に大きいと思う。そういう健康づくりやまちづくりは犯罪の防止にもなるし、虐待を減らすことにもなるし、社会保障の福祉に割く予算そのものを減らす効果があると思う。・セーフティネット法に基きどのような住宅を確保していきたいか、数値的な計画、現在の予算の中で、将来的にはどう展望するのかについて聞かせて欲しい。 |
| 幹事 | ・新しいセーフティネット法に大きく２つの枠組みがある。１つは、入居を拒まない住宅の登録をし、高齢者、障がい者に情報提供して入居してもらう。・もう１つは居住支援法人というものがあり、高齢者、障がい者の住まいの確保、入居後の居住支援をやる法人を登録するという枠組みが出来た。全体をまとめるのは居住支援協議会であり、要配慮者の居住支援という枠組みをしっかりやっていければと思う。居住支援は、社会福祉法人や社会福祉協議会を想定しているが、さらに宅建事業者の中で高齢者、障がいの入居に理解がある方、実際相談に乗って見守りをやっている方もいるので、そういう方に登録いただく。外国人の就労支援のＮＰＯなど多様な人を支える人たちがいるので、そういう人たちに居住支援法人に登録いただいて、ネットワーク化をやっていければと思っている。・目標の戸数は、面積を１８㎡以上の基準とし、１０年間で２万戸を考えている。住宅の登録については、政令市、中核市、大阪府でバラバラになるが、居住支援協議会という枠組みの中で一元的に情報発信をしたいと考えている。 |
| 委員 | ・いろいろなストックの活用例を出してもらっているが、これから人口減少や世帯は増えるが人口は減っていく、あるいは住む場所が偏っていくことが目に見えている中で、活用する一方で縮小していかなければいけない部分もあると思う。このビジョンでは、人口動態や世帯動態を見据えた数値目標があまり扱われていないという印象を受けた。量的な、府が捉えている適正なあり方というのは別途どこかで示されているのか。・もう１点は、大阪市のような大都市部はそうではないが、周りの市町になると、人口が減少していく中で立地適正化という形で駅前にいろいろな機能を集めており、これに伴って住宅のあり方も変わっていくと思うが、都市のあり方とどうリンクさせていくか、縮小していく社会におけるそれぞれの地方のあり方とそれを結んで行く大阪府の施策のあり方、それらをつないでいくというのが大阪府の大きな役割と思っている。各地域の魅力をつないでいくという「グランドデザイン・大阪都市圏」の淀川沿川の取組みが紹介されたが、各地域の魅力を繋いでいくということは書いてあるが、必ずしも住宅施策とそのまま結びついた記載にはなっていない。ここに住まいのあり方も一緒に書き込むような方向性があるべきではないかと考えているが、この２点についてどう考えているか教えて欲しい。 |
| 幹事 | ・ビジョンは基本計画という形で位置づけており、政策面を中心に整理している。量的な面では、このビジョンに基づき、例えば府営住宅ストック総合活用計画や大阪府賃貸住宅供給促進計画という個別の計画に一定の量的な目標や将来の動向を記載している。・今回のビジョンの目標は、基本的に活力に力点を置いて考えており、大阪の魅力活力を打ち出し、どんどん人を呼び込むことを目標として掲げている。都市の魅力をいかに打ち出していくか、都市構造も含めて大きく府としての施策の方向性をお示しする中で個別の立地適正化計画等とどうリンクさせていくかということについても市町村と連携していく形でまとめている。 |
| 委員 | ・住まいの数が縮小していくことは悪いことという意味ではなく、それを機会に健康であったり、高齢者や障がい者の方に優しいまちの作り方ができる機会だと捉えて、前向きに施策を打っていくことが大事だと思う。数が減っていくことが良くないからあまり数を書かないということではなく、もう少し前向きに機会として捉えてもらえればと思う。 |
| 会長 | ・まず数値目標の方は、前の審議会のときにも随分議論があり、たくさんの評価指標の提案や議論をしたが、これでこのビジョンの評価が数値でできるかというと、これもかなり大きな限界があるので、評価の方法については引き続き議論が必要だと思う。・二つ目の話は、府の行政の中での分担みたいなものに関わっている。住宅、まちづくりの領域にも多様な行政分野があり、それぞれに審議会があるものもあり、本審議会の対象として抜けているものもある。それで、住まち審で扱う項目が若干偏ったような印象、こんなものまで扱うのかという違和感があるのではないかと思うが、できるだけそれらを関連づけようという態度が必要だというご指摘をもらったと思う。・住まう、居住ということを中心に、住宅だけの話ではなく、地域に住むということが非常に重要なので、都市空間を含めた議論をしてもらうことで、居住ということを中心としてまとまるようにするということを言ってもらったと思う。 |
| 委員 | ・省エネ基準が改定されて、大阪府でもいろいろと目標を作られている点は良いと思うが、省エネ基準は最低基準と言われているところがあり、健康とかいったことから考えると上を目指さなければいけないと思う。特に公的機関から上を目指すような指針を提示したらどうかと思う。・ストックに対しての省エネ基準のクリア、健康面での冬季１５度を下回らない住環境の整備、ゼロエネルギーの推進など高い目標が掲げられるなか、それに対する府の提案や一般府民に対しての普及は展開できるところではないかと思う。・もう一つは、住まい手だけでなく府外からの小さな子供を持った働き手に提供できるサービスについて、府外の方が利用できるサポートがあると良いと思っている。・３つ目は、資料について。数値目標が色々書かれているが、全体に対しての割合がわからないものが多いので、少し補足していただければと思う。 |
| 幹事 | ・今回、法律改正に伴い条例改正を行った。もともと１万平方メートル以上の非住宅に義務化していたものを２千平方メートル以上に下げた。新築だけではなく、増改築も対象にしている。公的な施設に対する省エネをどう広げていくかは、公民問わず出来るだけ裾野を広げていこうということで進めていきたい。 |
| 幹事 | ・省エネ講習会の件については、国が平成３２年までに全ての新築住宅の省エネ適合義務化を目指す中、中小の大工・工務店が施工する戸建て住宅では、省エネ技術が十分に浸透していないということが５年前に課題となった。国が全国で約２０万人を対象に中小の大工・工務店の省エネ施工技術向上のための講習を実施するという目標の中で、大阪府も積極的に講習会を行っている。 |
| 委員 | ・「同和地区を含む旧地域改善向け公営・改良住宅が建設された地域」という項目があるが、同和地区のまちづくり支援も人権協会の基本機能である。大阪府下の同和地区は第２期のまちづくりに差し掛かっている。同和地区の中で一通り社会的機能を持った地域づくりを追求してきたが、現状としては、非常に高齢化が高く、貧困の問題も含めたまちづくりをしていく必要があると考えている。「住まうビジョン・大阪」を取り入れたまちづくりができているか考えると、単純に住宅の戸数の確保や公共施設の建替えだけになっているのではないかも含めて、このままでいいのかと感じた。・ぜひこれからもいわゆる同和地区におけるまちづくりにいろんな専門的な視点からいろいろご支援、ご指導よろしくお願いしたい。 |
| 委員 | ・「住む」ということは単に住宅だけではなく、保育施設などミックスされて初めてまちができる。そういう視点を入れた施策の表記があればわかりやすいと思う。・昔は商業施設もなかったので、なかなか都心に住みたい方がいなかった。商業ベースが増えてきて、住む方が増えてきた。増えてきたので、また商業ベースが増えてきたという循環がある。政策的には、そういう循環をつくるために住宅から何をするのか、商業ベースから何をするのか、そういった視点もあるのではないか。 |